

令和8年 第2回臨時会

# 浦 白 町 議 会 会 議 録

令和8年 5月11日 開会

令和8年 5月11日 閉会

浦 白 町 議 会

## 浦臼町議会第2回臨時会

令和8年5月11日（月曜日）

### ○議事日程

- |          |                                   |
|----------|-----------------------------------|
| 1        | 会議録署名議員の指名                        |
| 2        | 会期の決定                             |
| 3 承認第2号  | 専決処分した事件の承認について〔浦臼町税条例の一部を改正する条例〕 |
| 4 議案第17号 | 令和8年度浦臼町一般会計補正予算（第1号）             |
| 5 議案第18号 | 業務委託契約の締結について                     |
| 6        | 議員の派遣について                         |

### ○出席議員（8名）

議長	8番	小松正年君	副議長	7番	柴田典男君
	1番	砂場明君		2番	土屋慎一君
	3番	高田英利君		4番	野崎敬恭君
	5番	中川清美君		6番	静川広巳君

### ○欠席議員（0名）

### ○出席説明員

町長	川畑智昭君
副町長	石原正伸君
教育長	河本浩昭君
総務課長	城宝睦己君
総務課主幹	安田良弘君
総務課主幹	早坂隆広君
住民課長	明日見将幸君
住民課主幹	吉村美紀君
福祉課長	齊藤淑恵君
福祉課主幹	栗野敏朗君
産業課長	馬狩範一君
産業課主幹	山崎哲文君
建設課長	上嶋俊文君

建設課技術長	竹	田	圭	一	君
会計管理者	國	田	朋	子	君
教育委員会事務局長	横	井	正	樹	君
代表監査委員	笹	木	政	廣	君

○出席事務局職員

局長	中	田	帶	刀	君	
書記	藤	澤	翔	太	郎	君

◎開会の宣告

○議長（小松正年君）

本日の出席議員は8名です。

定足数に達しておりますので、令和8年第2回浦臼町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（小松正年君）

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小松正年君）

日程第1、会議録署名議員の指名を会議規則第118条の規定により、議長において、6番 静川議員、7番 柴田議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（小松正年君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りと決定しました。

◎日程第3 承認第2号

○議長（小松正年君）

日程第3、承認第2号 専決処分した事件の承認についてを議題とします。

専決処分の内容について説明を求めます。

明日見課長。

○住民課長（明日見将幸君）

議案書の3ページをお開き願います。

承認第2号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和8年5月11日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、令和8年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）及び地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和8年政令第83号）が公布されまして、原則として同年4月1日から施行されたため、浦臼町税条例（昭和25年浦臼町条例第13号）を専決処分により改正したものでございます。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

専決事項 浦臼町税条例の一部を改正する条例。

令和8年3月31日

浦臼町長 川畑智昭

このたびの条例改正でございますが、法律の改正に伴いまして条文の文言整理、準則に基づきまして改正するものでございまして、主な部分を別冊参考資料によりご説明申し上げます。

資料の1ページ目をお開き願います。

条例第18条の3では、環境性能割が廃止されまして、改正前「種別割」を改正後「軽自動車税」に改めるものでございます。

条例第19条、同条第2号、同条第3号では、条文にございます「第81条の6第1項」につきまして、環境性能割の申告納付に規定する条文となつてございまして、環境性能割が廃止されましたので削るものでございます。

次のページをお開き願います。

条例第33条では、個人住民税の課税方式におきまして、特定大口株主配当等が特定配当等へ追加されたことに伴いまして、文言の整理を行う改正でございます。

条例第80条では、環境性能割が廃止されまして、「種別割」を「軽自動車税」に改め、第80条第2項を削るものでございます。同条第3項中、「種別割」を「軽自動車税」に改めまして、同項を同条第2項とする改正となっているものでございます。

次のページをお開き願います。

条例第81条では、環境性能割が廃止されまして、3輪以上の軽自動車につきましても「種別割」を「軽自動車税」とすることから、条文につきまして、改正前から改正後に文言を改めるものでございます。

条例第81条第2項では、改正前「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削りまして、同条第3項及び第4項を削るものでございます。

条例第81条の3から条例第81条の8までは、環境性能割が廃止されたので、削る改正となっているものでございます。

資料の5ページ目をお開き願います。

条例第82条、第83条、第85条、第87条、第88条、第89条、第90条では、見出しを含みますが、環境性能割が廃止されまして、改正前「種別割」を改正後「軽自動車税」に改めるものでございます。

資料の 8 ページをお開き願います。

条例第 9 1 条第 2 項では、環境性能割が廃止されたことに伴いまして、条例にございます項ずれのため 1 項繰り上げる改正と、同条第 7 項におきましても改正前「種別割」を改正後「軽自動車税」に改めるものでございます。

資料の 9 ページをお開き願います。

附則第 7 条の 3 では、住宅借入金等特別控除、いわゆる住宅ローン控除の適用期限が延長されたことに伴いまして、法附則第 5 条の 4 の規定を法附則第 5 条の 4 の 2 に一本化されたため、改正をするものでございます。まず、改正前、附則第 7 条の 3 の前の見出し及び同条を削ります。

次のページをお開き願います。

附則第 7 条の 3 の 2 に見出しとして「(個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、文言を整理し、同条を附則第 7 条の 3 とするものでございます。

次に、附則第 8 条でございますが、肉用牛生産農家の経営の安定を目的とした特例措置でございますが、肉用牛の売却による農業所得に係る課税の特例について、適用期限を改正前「令和 9 年度」から改正後「令和 1 2 年度」までに、3 年間延長をするものでございます。

次のページをお開き願います。

附則第 1 0 条の 2 は、地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例でございます。法律の改正に伴いまして、附則第 1 0 条の 2 第 3 項から第 1 3 項までは条文の項ずれのため、1 項ずつ引き上げる改正となっております。また、同条第 1 4 項から第 1 6 号までは法附則の改正に伴い削りまして、同条第 1 7 項から第 2 2 号までを法改正に基づきまして 3 項ずつ引き上げ、条文の項ずれのため 1 項ずつ引き上げるものでございます。

次のページをお開き願います。

附則第 1 0 条の 2 第 2 2 項では、バリアフリー改修が行われた特別特定建築物に係る固定資産税の減額の特例措置の割合を定める規定を新設するものでございます。なお、市町村の条例が定める割合につきましては、3 分の 1 とするものでございます。

1 3 ページをご覧ください。

附則第 1 0 条の 3 第 7 項から同条第 8 項、同条第 9 項第 4 号、同項第 6 号、同条第 1 0 項第 5 号及び第 1 2 項第 5 号、第 1 5 項では、新築住宅に係ります特例措置拡充が延長される規定が施行令の附則第 1 2 条第 1 6 項に新たに加わるため、条文が 1 項ずつ繰り下がるものでございます。

1 5 ページをお開き願います。

附則第 1 0 条の 3 第 1 6 項では、先ほど附則第 1 0 条の 2 第 2 2 項で新規に制定いたしました内容が特別特定建築物に当たるため、改正前「改修実演芸術公演施設」を改正後「改修特別特定建築」に改めます。また、第 3 号に含めまして、法改正に伴い文言の整理を行うものでございます。

附則第 1 5 条の 2 では、前の見出し及び同条から附則第 1 5 条の 6 まで、環境性能割が廃止されたため、文言を削るものでございます。

資料 18 ページをお開き願います。

附則第 16 条では、環境性能割が廃止されまして種別割の名称が軽自動車税に変更されたため、見出しの中にあります「の種別割」を削り、法の改正に基づきまして規定の文言を整理する改正するものでございます。

同条第 2 項では、法で定めます電気自動車、天然ガス、第 3 項では 3 輪以上のガソリン車に対する税率の特例を、改正に基づき文言の修正整理等を行いまして、同条第 4 項を削るものでございます。

次のページ、19 ページをお開き願います。

附則第 16 条の 2 では、環境性能割が廃止され種別割の名称が軽自動車税に変更されたため、見出しの中にあります「の種別割」を削り、条文の項ずれのため 1 項繰り上げ、第 2 項、第 3 項につきましては、改正前「の種別割」を削るものでございます。

次のページをお開き願います。

附則第 16 条の 3 第 3 項第 2 号、附則第 16 条の 4 第 3 項第 2 号及び附則第 17 条第 3 項第 2 号では、先ほどご説明申し上げました附則第 7 条の 3 で、住宅借入金特別控除の旧規定が法附則第 5 条の 4 の 2 に一本化されたため、関連がございますので条文の改正を行うものでございます。

附則第 17 条の 2 第 1 項第 2 号では、優良住宅地の造成地のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を改正前「令和 8 年度」から改正後「令和 11 年度」に、3 年間延長するものでございます。

資料 22 ページをお開き願います。

附則第 18 条第 5 項第 2 号、附則第 19 条第 2 項第 2 号、附則第 20 条第 2 項第 2 号、附則第 20 条の 2 第 2 項第 2 号及び第 5 項第 2 号並びに第 20 条の 3 第 2 項第 2 号及び第 5 項第 2 号におきましても、法の改正に伴いまして文言の整理を行うものでございます。

議案書の 8 ページにお戻り願います。

附則 施行期日でございますが、第 1 条 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

次に、固定資産税に関する経過措置でございますが、第 2 条 別段の定めがあるものを除きまして、この条例による改正後の浦臼町税条例（以下「新条例」という。）規定中、固定資産税に関する部分につきましては、令和 8 年度以後の年度分の固定資産税について適用しまして、令和 7 年度分までの固定資産税につきましては、なお従前の例によるものでございます。

2 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。次項において「旧法」という。）附則第 15 条第 25 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税につきましては、なお従前の例によるものでございます。

3 平成 30 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に旧法附則第 15 条の 11 第 1 項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定いたします改修

実演芸術公演施設に対して課する固定資産税につきましては、なお従前の例によるものでございます。

次に、軽自動車税に関する経過措置でございますが、第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用をするものでございます。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例によるものでございます。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割につきましては、なお従前の例によるものでございます。

次に、浦臼町税条例等の一部を改正する条例の一部改正でございますが、第4条 浦臼町税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則 第5条中にごございます「の種別割」を削るものでございます。

以上が、承認第2号 専決処分した事件の承認についてのご説明でございます。ご審議いただきまして議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより承認第2号を採決いたします。

本件を、承認することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、承認第2号 専決処分した事件の承認については、承認することに決定しました。

#### ◎日程第4 議案第17号

○議長（小松正年君）

日程第4、議案第17号 令和8年度浦臼町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田主幹。

○総務課主幹（安田良弘君）

それでは、予算書のご用意をお願いいたします。

議案第17号 令和8年度浦臼町一般会計補正予算（第1号）。

令和8年度浦臼町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億500万円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年5月11日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

歳入歳出予算の補正につきまして、歳出よりご説明申し上げます。

8ページをお開きください。

9款教育費、5項保健体育費、2目保健体育施設費、補正額1200万円の追加でございます。14節工事請負費におきまして、海洋センター大規模改修工事の物価高騰による上昇分等を増額計上するものでございます。

歳出合計、1200万円の追加でございます。

以上が、歳出についてのご説明でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

6ページをお開きください。

21款繰入金、1項基金繰入金、1目基本財産繰入金、補正額1200万円の追加でございます。財政調整に伴い、財政調整基金からの繰入れを行うものでございます。

歳入合計、歳出と同額の1200万円の追加となっております。

以上が、議案第17号 令和8年度浦臼町一般会計補正予算（第1号）の内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第17号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第17号 令和8年度浦臼町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第18号

○議長（小松正年君）

日程第5、議案第18号 業務委託契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

議案第18号 業務委託契約の締結について。

次のとおり業務委託契約を締結する。

令和8年5月11日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年浦臼町条例第16号）第2条に基づき、提案するものでございます。

1. 契約の名称、浦臼ライスターミナル低温倉庫改修業務委託。

2. 契約の目的につきましては、浦臼ライスターミナル低温倉庫改修業務の代行施工でございます。工事の概要につきましては、低温倉庫A・B棟のエアコン8機を更新するものでございます。期間につきましては、契約の翌日から令和8年11月13日までとなっております。

3. 契約の方法につきましては、随意契約でございます。

4. 契約の金額につきましては、1億2430万円。うち、消費税額1130万円でございます。

5. 契約の相手方につきましては、樺戸郡新十津川町字中央6番地29、ピンネ農業協同組合、代表理事組合長 鎌田和久氏でございます。

以上が、議案第18号の内容でございます。ご審議いただきまして議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第18号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小松正年君)

起立全員です。

したがって、議案第18号 業務委託契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議員の派遣について

○議長(小松正年君)

日程第6、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思います。

ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(小松正年君)

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件はお手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長(小松正年君)

これをもって、本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

したがって、令和8年第2回浦臼町議会臨時会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時24分